

スタードリーム外貨定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付外貨定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スタードリーム外貨定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付外貨定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

- 1.本預金は、当行が当初満期日以外に満期日選択権行使日を満期日として選択することができる権利を有する定期預金です。
- 2.本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。

預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

第7条（預入通貨）

預入通貨は、当行が別途定める通貨とします。

第8条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第9条（預入元本の支払い）

本預金の元本は、満期日に、利息とともに本預金と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。ただし、いずれかの満期日選択権行使日に当行が満期日選択権を行使した場合には、満期日が繰り上がって当該満期日選択権行使日が本預金の満期日となり、当行は当該満期日に本預金の元本を利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。自動継続の扱いはありません。

第10条（利息）

- 1.預り口預入期間中の利息は設定日を利払日とし、設定日から満期日までの利息は設定日から1年毎の応当日を利払日として、各利払日に次のとおり支払います。

(1) 預入時点から設定日まで

預り口の利息については、設定日に元本と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金する方法により支払います。

(2) 設定日から満期日まで

設定日または直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率により、第2項に従い計算された金額を、各利払日に元本と同一通貨のスターワン外貨普通預金口座に入金いたします。満期日（当行が満期日選択権を行使し繰り上がった場合の満期日を含みます。）においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

2.本預金の利息は単利計算とします。付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第11条（中途解約）

1.本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めるときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。

- (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
- (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めるとき。

2.前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、およびこれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引き、すでに支払われている利息がある場合は、その利息も差し引いた上で本預金と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。

第12条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第13条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上